

令和8年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等【総合企画部】

総務・企画・公室常任委員会 資料2
 令和8年(2026年)5月14日(木)
 総合企画部

計画等の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ			その他	備考（根拠法令、上位計画等）	所管部局名 所管課名
			義務	努力 義務	任意			
滋賀県基本構想実施計画 第3期	R9～R12	策定				○	上位計画：滋賀県基本構想	総合企画部 企画調整課
広域連携推進の指針	R9～R12	策定				○	上位計画：滋賀県基本構想	総合企画部 企画調整課
(仮称) 世界とつながる滋賀グローバル指針	R9～R12	策定				○	上位計画：滋賀県基本構想	総合企画部 国際課
滋賀県国土利用計画	R9～R18	策定			○		根拠法令：国土利用計画法（第7条）	総合企画部 県民活動生活課
滋賀県土地利用基本計画	R9～R18	策定	○				根拠法令：国土利用計画法（第9条）	総合企画部 県民活動生活課
第3次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画	R9～R13	策定				○	根拠法令：滋賀県犯罪被害者等支援条例（第9条）	総合企画部 県民活動生活課